

平成27年度町民税・県民税(個人住民税)の 税額決定・納税通知書を発送します

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

6月10日(水)(予定)に納税義務者あてに「平成27年度町民税・県民税納税通知書」を発送します。(平成27年度個人住民税を給与特別徴収の方法で納めていただく方については、5月11日(月)に勤務先へ「特別徴収税額の決定通知書」を発送していますので、勤務先から通知書をお受け取りください。また、平成27年度個人住民税が課税されない人には発送しません。)



個人住民税について

個人住民税は、町民税と県民税をあわせた名称で、町や県のサービスを行うために必要な費用を、その負担能力に応じて広く負担していただく税です。その年の1月1日現在の住所地で前年中の所得等に基づいて課税されます。税額は、均等に負担していただく「均等割」と、前年の所得等に応じて納めていただく「所得割」の合計額です。

【個人住民税の納税義務者】

個人住民税は、その年の賦課期日(1月1日)現在の住所地で課税されます。そのため、平成27年1月2日以降に他の市町村に転出した場合でも、平成27年度の個人住民税は平成27年1月1日現在で居住していた市町村に納めることになります。

【個人住民税が課税されない方】

■均等割も所得割もかからない方

- その年の1月1日現在で、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 障害者、未成年または寡婦(寡夫)で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…28万円
 - ・扶養親族等がいる方……28万円×(本人+扶養親族等の数)+16万8千円

■所得割が課税されない方

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた金額以下の方
 - ・扶養親族等がない方…35万円
 - ・扶養親族等がいる方……35万円×(本人+扶養親族等の数)+32万円

※扶養親族等とは、納税義務者と生計を一にする合計所得金額が38万円以下の配偶者や親族です。

※扶養親族等の数には、前年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方の人数も含まれます。

※所得金額とは、収入金額からその収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額をいいます。

所得の種類が給与所得のみ(扶養親族等なし)の方は、年収が93万円(所得28万円)を超えると「均等割」が課税になります。また、年収が100万円(所得35万円)を超えると「所得割」も課税になります。なお、所得税は、年収103万円(所得38万円)以下は「非課税」です。

【納税方法について】

個人住民税の納税方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」、および「公的年金からの特別徴収」があります。その方の年齢や所得状況によりこの3つの納税方法が組み合わせられることもあります。また、就職や退職などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

■普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

(平成27年度の普通徴収の納期限)

【第1期】6月30日(火)	【第2期】8月31日(月)	【第3期】11月2日(月)	【第4期】12月28日(月)
---------------	---------------	---------------	----------------

■給与からの特別徴収

給与支払者(事業主)が、従業員の個人住民税を6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から徴収し、従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払を受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

納税相談はお早めに

病気や事業の廃止あるいは災害等により納期内納税が困難な場合には、分割納付等の方法があります。このほか納付できない一定の要件があると認められる場合は、徴収を猶予する制度もあります。納税することが難しい場合は、早めにご相談ください。(減免を受ける場合は、減免を受けようとする納期の納期限7日前までに減免申請書を提出する必要があります。)

■公的年金からの特別徴収

年金保険者が、4月1日現在、老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方の公的年金等の所得に係る個人住民税を年金から引き落として納めていただきます。ただし、年度途中で他市町村へ転出された場合や徴収税額が変更になった場合等には、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

平成27年度から初めて年金特別徴収となる場合や、平成26年度中に年金特別徴収が中止となった場合は、平成27年度の第1期と第2期の納付額は、「普通徴収」で納めていただきます。特別徴収の開始は、10月支給分の年金からとなり、平成27年度の残りの税額を3分割（10月・12月・2月）して、年金から引き落として納めていただくことになります。

平成26年度から引き続き年金特別徴収となる場合は、平成27年4月以降は、2月に引き落とした税額と同額を4月・6月・8月の年金支給分から特別徴収（仮徴収）します。10月支給分からは、仮徴収した後の残りの税額を、10月・12月・2月分で3分割し特別徴収（本徴収）します。

【個人住民税の税額】

個人住民税の税額は、均等に負担していただく「均等割」と、前年の所得等に応じて納めていただく「所得割」の合計額です。

■均等割の税額 5,000円（町民税3,500円 + 県民税1,500円）

■所得割の税額

○一般的な税率（総合課税）

10種類の所得のうち、給与・雑・利子・配当・不動産・事業・譲渡（分離課税分を除く。）・一時・山林所得に係る税率は、10%（町民税6%+県民税4%）です。所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率10%（町民税6%+県民税4%）を掛けて計算されます。

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額} (\text{所得金額} - \text{所得控除額} \times 1) \times 10\% - \text{税額控除額} \times 2$$

○特別な税率（分離課税）

土地・建物・株式等の譲渡所得、退職所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

（例）土地・建物などの譲渡所得の場合 ◆長期（所有期間5年超）5% ◆短期（所有期間5年以下）9% など

※1 所得控除の種類

1	雑損控除
2	医療費控除
3	社会保険料控除
4	小規模企業共済等掛金控除
5	生命保険料控除
6	地震保険料控除
7	障害者控除

8	寡婦控除
9	寡夫控除
10	勤労学生控除
11	配偶者控除
12	配偶者特別控除
13	扶養控除
14	基礎控除

※2 税額控除の種類

1	調整控除
2	外国税額控除
3	配当控除
4	住宅借入金等特別税額控除
5	寄附金税額控除

※住民税と所得税では所得控除額が異なります。

所得の種類

1	利子所得
2	配当所得
3	不動産所得
4	事業所得
5	給与所得
6	退職所得
7	山林所得
8	譲渡所得
9	一時所得
10	雑所得

平成27年度(平成26年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行

平成27年度(平成26年分)の課税(非課税)証明書・所得証明書は、**6月10日(水)(予定)**から発行します。発行手数料は1通につき150円です。請求には、本人確認できるもの(運転免許証・健康保険証・パスポート等)の提示が必要です。

※代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名押印した委任状が必要になります。

◆課税証明書等を発行できる方

平成27年1月1日現在、上里町に住所のあった方で、次の①～④のいずれかに該当する方です。

- ①住民税(町民税・県民税)の申告をした方
- ②所得税の確定申告をした方
- ③勤務している会社等から「給与支払報告書」が町へ提出されている方
- ④年金支払者から「年金支払報告書」が町へ提出されている方

※①～④以外の方は、町に課税資料がないため、証明書を発行することができません。その場合は、申告をしていただき、町民税・県民税の税額を決定する必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかりますのでご了承ください。また、前年中収入がなかった方や、家族の扶養になっている方も申告が必要です。(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます。)

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

口座振替推進キャンペーンを 実施します

口座振替は安全で納め忘れもなく、納期限ごとに銀行などへ出向く手間も省け、また、紙資源の削減にもつながる環境に優しい納付方法です。

町では、口座振替による納税を促進するため、7月1日～11月30日の期間内に取扱金融機関の窓口で、町税の口座振替を申し込まれた納税義務者の方で、平成27年度分の町税1期分以上を納税した方（過年度分の未納がある方を除く）に、地域振興券500円分を進呈いたします。

※詳細は上里町ホームページをご覧ください。
問合せ：税務課収税係（☎35-11221（内線1121～1125））

【対象となる税目】

町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

【対象者】

対象税目4税のうち、納税義務のある税目全てについて、キャンペーン期間中に口座振替を申請され、かつ、平成27年度分の町税を1期分以上納税した方（過年度分の未納がある方を除く。）

【申込方法】

上里町役場窓口および取扱金融機関の町内および本庄市内の各支店窓口にて備えてある『上里町口座振替（自動払込）納付依頼書』に記入の上、銀行届出印を押印し各金融機関へ提出。※町役場での申込受理は行っていません。

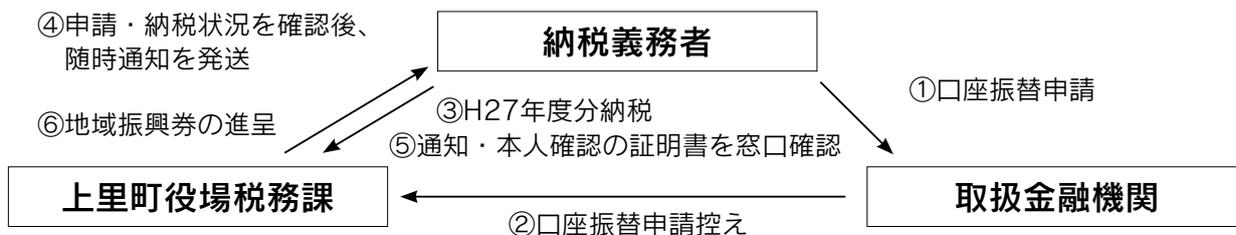
【進呈の発表および方法】

口座振替および納付の確認手続きを行った後、該当者に対し地域振興券を進呈する旨の通知を発送します。税務課窓口で通知と本人確認の証明書（免許証、健康保険証等）を確認し、地域振興券を進呈します。

【取扱金融機関】

埼玉りそな銀行、りそな銀行、みずほ銀行、群馬銀行、足利銀行、武蔵野銀行、東和銀行、埼玉信用金庫、しのめ信用金庫、埼玉信用組合、中央労働金庫、埼玉ひびきの農業協同組合、ゆうちょ銀行

【事業の流れ】



納税推進コールセンターを開設しています

町では、町税が未納の方へ、委託民間会社から電話で早期の納付を呼びかけています。電話では必ず「上里町納税推進コールセンターの〇〇です」と名乗り、納め忘れの税目、期別、税額などを確認します。

コールセンターでは次のようなことは行いません

- ①直接現金を取りに伺う
- ②金融機関や口座を指定し、振込みを依頼する
- ③ATMによる振込み操作を指示する

問合せ…税務課収税係

【☎35-1221（内線1121～1125）】

納税相談窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆6月の開庁日

- 休日（午前8時30分～正午） **6月14日（日）**
- 夜間（午後8時まで） **6月25日（木）**

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）からお入りください。

◆窓口・問合せ…税務課収税係

【☎35-1221（内線1121～1125）】

町民税第1期の納期限は6月30日（火）です。税金のお納めには便利な口座振替をご利用ください。

平成27年度税務職員募集

【受験申込期間】

- （インターネット） 6月22日（月）～7月1日（水）
- （郵送または持参） 6月22日（月）～24日（水）

【第1試験日】 9月6日（日）

※受験資格等採用試験の詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

問合せ…関東信越国税局人事第二課試験係

【☎048-600-3111】

水道料金等の収納委託を行います

上里町の上下水道事業は、平成27年4月から（株）日本ウォーターテックスに水道料金等の収納を一部委託しました。

今後は皆さまの水道料金等について、（株）日本ウォーターテックスの担当者が伺うことがございますのでよろしくお願ひします。なお、担当者は身分証明書を携帯しています。

受託先…（株）日本ウォーターテックス

問合せ…上下水道課 【☎33-4161】

65歳以上の方の介護保険料が変更になります

問合せ…高齢者いきいき課高齢介護係【☎35-1243】

平成27～29年度までの「介護保険事業計画」を策定し、それに伴い上里町にお住いの65歳以上の方(第1号被保険者)の27年度介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

●改定の主な変更点等

- ①介護サービスにかかる費用のうち、第1号被保険者の負担割合が21%から22%に引き上げられました。
- ②負担能力に応じたきめ細かい設定とするために、所得段階を7段階から9段階に細分化しました。
- ③低所得者対策として、第1段階の保険料率が国の標準料率「0.50」から「0.45」に軽減されました。

●平成27年度の保険料一覧

所得段階		計算方法	年額(円)
第1段階	・世帯全員が住民税非課税の方 (老齢福祉年金受給者等および本人年金収入等80万円以下) ・生活保護受給者	基準額×0.45	25,100
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下)	基準額×0.75	41,800
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超)	基準額×0.75	41,800
第4段階	・世帯に町民税が課税されている方がいるが、本人は住民税非課税の方 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方)	基準額×0.90	50,200
第5段階	・世帯に住民税が課税されている方がいるが、本人は住民税非課税の方 (第4段階非該当の方)	基準額	55,800
第6段階	・本人が住民税課税の方 (前年の合計所得金額120万円未満の方)	基準額×1.20	66,900
第7段階	・本人が住民税課税の方 (前年の合計所得金額120万円以上190万円未満の方)	基準額×1.30	72,500
第8段階	・本人が住民税課税の方 (前年の合計所得金額190万円以上290万円未満の方)	基準額×1.50	83,700
第9段階	・本人が住民税課税の方 (前年の合計所得金額が290万円以上の方)	基準額×1.70	94,800

【介護保険の基本】

<65歳以上の方(第1号被保険者)の 保険料の納付>

保険料の納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の方法があります。

①特別徴収(年金から引き落とされる方法)

年金受給額が年間18万円以上の方は、年金から引き落としになります。引き落としの対象となる年金は、「老齢・退職年金」、「遺族年金」、「障害年金」です。「老齢福祉年金」は対象となりません。)年6回、年金の支払い月に引き落とされます。

【納付月】4月・6月・8月・10月・12月・2月

※ただし、年金受給額が年間18万円以上でも、次の場合は普通徴収になります。

- ・新たに65歳になられた方
(特別徴収開始までの期間)
- ・ほかの市町村から転入された方
(特別徴収開始までの期間)
- ・年度途中で保険料が増額になった方
(増額分のみ)

②普通徴収(町から送られた納付書で納める方法)

年金受給額が年間18万円未満の方は、納付書で納めます。前年の所得などをもとに確定した保険料(年額)を8回の納期に分けて納めます。

【納付月】7月・8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月

※納付書で納める場合は、便利な「口座振替」をおすすめします。

<40歳以上65歳未満(第2号被保険者)の 保険料の納付>

国民健康保険や被用者保険などその人が加入している健康保険の算定方法に基づき決められ、健康保険の保険料に介護保険の保険料分が合算された状態で各健康保険組合に納付していただきます。詳しい算出方法や納付方法は、国民健康保険にご加入の方は町役場税務課へ、会社等の保険組合にご加入の方は各健康保険組合へお問い合わせください。